



目次

1. 今月のハイライト	p.1
2. 各国税務ニュース(2023年1月31時点) インドネシア タイ フィリピン マレーシア シンガポール	p.2 -5
3. セミナー情報	p.5
4. 各国問い合わせ先	p.6

今月のハイライト

- シンガポール財務省は、2023年2月14日に2023年度予算案を発表しました。現在、世界的に導入が検討されているグローバルミニマム課税(GloBE規則)に関し、シンガポールではGloBE規則および国内最低法人税率課税制度のいずれも、2025年1月1日以降に開始する会計年度から導入されることが明らかになりました。
- タイ歳入局は、タイ政府が国別報告事項(CbCR)の交換に関する多国間協定(CbC-MCAA)に調印したことを公表しました。これにより、2021年度以降のCbCRについて他のCbC-MCAA加盟国との間で自動的に情報交換が可能になりました。また、情報交換が有効な国に本店が所在する多国籍企業の構成会社は、タイでのCbCRの提出が免除されることとなります。
- フィリピンの内国歳入庁は、2023年1月13日にRMC No.5-2023を発行しました。本通達では、2017年12月に成立した税制改革法に基づき、2023年以降のVAT登録事業者は、課税対象となる各四半期の終了後25日以内に申告納付することとされ、月次での申告納付が不要になった点について説明されています。
- マレーシアの内国歳入庁は、年間総収入や関連者間取引が一定水準以下の企業に対し、記載項目が限定された最低限の移転価格文書のテンプレートを公開しました。ただし、本テンプレートの記載のみでは移転価格取引に関して十分な説明を提供できない場合が多いと考えられ、各社の状況に応じて利用を検討する必要があると考えられます。

各国税務ニュース(2023年1月31日時点)

インドネシア

COVID-19 への対応に関連する物品に係る関税の優遇措置に関する 最新情報

2022年11月14日、財務大臣は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への対応に必要な物品に対する関税の優遇措置を規定する規則を発行しました。

当該規則により、優遇措置の対象となる商品リストが更新されました。

関税・物品税取引に対する保証

財務大臣は2022年11月22日、関税・物品税取引に関する保証(Jaminan)の要件を更新する規則を発行しました。当該規則により、これまでの2つの財務大臣規則を廃止・整備するとともに、いくつかの新しい規定が追加されています。

地熱事業活動用物品の輸入における輸入関税の免税および／または輸入税の非徴収について

財務大臣は2022年11月23日、地熱事業活動に必要な物品の輸入に対する輸入関税の免除および／または輸入税の非徴収の規定を修正する規則を発行しました。当該規則は2022年12月23日から適用されます。

HPP 法に基づく VAT の実施規則

政府は2022年12月2日、国税規則調和法(Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP)に基づいて導入された付加価値税(VAT)と奢侈品販売税(LST)の規定を実施するための規則を発行しました。

これにより、債権者による差押え資産の引渡しにかかるVAT、イスラム法(シャリヤ)取引に関連する担保の引渡しの非課税規定「最終」VAT制度に関連する規定、その他の規定が一部変更されました。

HPP 法に基づく国税通則法の実施規則

政府は2022年12月12日、国税規則調和(Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP)法に基づいて導入された国税通則(Ketentuan Umum Perpajakan/KUP)法を実施するための政府規則を発行しました。

これにより、相互協議(MAP)決定書、税務調査における12カ月の期限の保留、税務犯罪調査、炭素税、その他の規定が一部変更されました。

HPP 法に基づく VAT 優遇措置の実施規則について

政府は2022年12月12日、国税規則調和(Harmonisasi Peraturan Perpajakan/HPP)法の一部として改正された付加価値税(VAT)法16B条を実施するための政府規則を発行しました。

これにより、VATが免除される物品およびサービスの輸入および／または提供に変更があります。

インプット VAT の控除メカニズム

財務大臣は2022年12月12日、VAT課税対象およびVAT非課税対象の物品・サービスの提供を行う課税対象事業者のインプットVATの控除を規定する財務大臣規則を差し替える規則を発行しました。

タイ

PwC Tax Insight #16/2022: 上場有価証券の売却に係る特定事業税

閣議決定により、上場有価証券の売却に係る特定事業税の免税措置の廃止が承認されました。これに伴い、上場有価証券の売却から生じる収入は特定事業税の課税対象となります。

PwC Tax Insight #17/2022: タイ政府が国別報告事項の交換に関する多国間協定 (CbC-MCAA) に調印

歳入局は、タイ政府が国別報告事項 (CbCR) の交換に関する多国間協定 (CbC-MCAA) に調印したことを公表しました。これにより、タイは 2021 年度以降の CbCR について、他の CbC-MCAA 加盟国との間で自動的に情報交換できるようになりました。また、情報交換が有効な国に本店など所在地を置く多国籍企業の構成会社などは、現地において CbCR の提出が免除されることとなります。

Tax Insight (英文) については、日本語翻訳版を発行する予定です。PwC タイの [PwC Tax & Legal Insights](#) のウェブページをご参照ください。

フィリピン

VAT 申告書および納付に関する変更



内国歳入庁 (BIR) は 2023 年 1 月 13 日に RMC No. 5-2023 を発行し、2023 年 1 月以降の VAT 申告書および納付について説明しています。これは、2017 年 12 月 19 日に成立した税制改革法 (TRAIN - 共和国法第 10963 号) において、2023 年 1 月 1 日より VAT の申告と納付は、課税対象となる各四半期の終了後 25 日以内に行うと変更されたためです。VAT 登録事業者は従来、月次での申告・納付を求められていましたが、2023 年以降は月次での申告・納付が不要になります。

マレーシア

2022 年 12 月のマレーシア税制アップデート



限定的な移転価格文書のテンプレートの公開

マレーシアの移転価格ガイドラインは、以下に該当する納税者に、記載項目が限定された移転価格文書の作成を認めています。

- 年間の総収入が RM25,000,000 以下または関連者取引が RM15,000,000 以下
- 金融支援取引については、その金額が RM50,000,000 以下

この点、内国歳入庁 (IRB) は、こうした企業に対し、最低限の移転価格文書のテンプレートを新たに公開しました。ただし、本テンプレートに従った記載のみでは移転価格取引に関して十分な説明を提供できない場合も多いと考えられ、各社の状況に応じて利用を検討する必要があると考えます。

2023 年 1 月のマレーシア税制アップデート

2023 課税年度用の税務申告プログラムの公表

IRB は、2023 課税年度用の税務申告プログラムを公表しました。電子申告の場合に法人税申告期限の 1 カ月延長を認めるなど、基本的には前年度までと同様の内容となっています。

査察調査フレームワークの改訂

IRB は、査察調査フレームワークの改訂版 (マレー語) を 2023 年 1 月 1 日付で公表しました。査察対象の選定基準として、意図的な所得隠しや仮想経費の算入の場合を加えるなど、内容の一部の改訂が行われました。



2023 年度予算案の発表

- 財務省は 2023 年 2 月 14 日に 2023 年度予算案を発表し、これからのグローバルな発展と能力開発および新たな機会の獲得に向け、物価上昇に対応した若年世帯や低所得層への継続的支援策と、これに伴う税制改正案を明らかにしています([詳細](#))。
- 現在世界的に導入が検討されているグローバルミニマム課税(GloBE 規則)に関し、シンガポールでは GloBE 規則および国内最低法人税率課税制度のいずれも、2025 年 1 月 1 日以降に開始する会計年度から導入されることが明らかになりました。

保険会社の課税

- IRAS は FRS117 号「保険契約」の適用に関する通達を 2022 年 10 月 21 日に公表し、2023 年 1 月 1 日以降開始事業年度に係る FRS117 号の適用に関する保険会社の法人税法上の取り扱いの詳細を説明しています([詳細](#))。
- リスクベース資本フレームワークの変更に伴う保険会社の課税に関する通達も 2022 年 10 月 21 日に更新しており、2022 年 1 月 1 日以降の保険会社における本店とシンガポール支店間の再保険契約の認識中止に係る税務上の取り扱いの更新や、保険契約者に分配される参加型契約の剰余金や損失に関する相殺ルールの適用要件の明確化などが行われました([詳細](#))。
- 2022 年予算案に基づき、保険会社の事業譲渡に係る税務上のフレームワークに関する通達を 2022 年 11 月 11 日に公表しました([詳細](#))。

FRS109 号「金融商品」の適用に関する通達の改正

IRAS は 2022 年 10 月 21 日に FRS109 号「金融商品」の適用に関する通達を改正しました。改正通達では、特定の保険会社においては本通達ではなく FRS117 号「保険契約」の適用に関する通達が参照されること、一定のローンから生じる利息収入は契約金利に基づき課税所得が計算されることが明確化され、その他の改正がなされています([詳細](#))。

M&A スキーム

IRAS は M&A スキームにおける法人税と Stamp Duty に関する通達を 2022 年 10 月 31 日に改正し、M&A における 20%基準に基づく税制優遇措置を申請するための要件の明確化とともに、“local employee”の定義に(a)集中雇用契約により雇用された従業員、(b)買収企業に出向する従業員、を含めることとしました([詳細](#))。

国別報告事項(CbCR)

2022 年 8 月 12 日に施行された CbCR に関する法人税規則の改正に伴い、IRAS は 2022 年 10 月 31 日に関連通達を改正し、多国籍企業に対する通知義務や CbCR の作成方法、FY2022 から適用されるペナルティ、提供義務が生じる連結総収入金額の定義などを改正しました([詳細](#))。

特定のシナリオ、不動産投資信託(S-REITs)および適格オフショアインフラ投資における 13 条 12 項の国外所得免税措置に関する通達の改正

IRAS は、特定のシナリオ、不動産投資信託(S-REITs)および適格オフショアインフラ投資における 13 条 12 項の免税措置に関する通達を 2022 年 12 月 1 日に改正し、13 条 12 項に基づく免税申請可能な特定シナリオが更新されたほか、2024 賦課年度以降において 13 条 12 項に係る申請書の提出期限を超過した場合でも、一定の緩和要因を条件として申請を受け付けることが明確化されました([詳細](#))。

GST 関連のアップデート

GST 免除取引に係る改正法令が 2022 年 11 月 22 日に公布され、23 日に施行されました。これにより、同日以降のカーボンプレジットの発行、譲渡、売買は GST の課税対象となる商品の供給やサービスの提供には当たらないこととなりました(詳細)。また、2022 年 12 月 5 日には GST 税率の 2023 年(8%)および 2024 年(9%)の改正への対応、海外事業者の GST 登録(OVR)制度およびリバースチャージ制度の一部改正などを織り込んだ改正法が公表され、2023 年 1 月 1 日より施行されています(詳細)。

IRAS は 2022 年 12 月 2 日に Approved Marine Fuel Trader(AMFT)スキームに関する通達を改正し、申請者は、各種の税に加えて関税や物品税に関するコンプライアンスを遵守し、適切な納税記録を有すべきことを明確化しています(詳細)。

セミナー情報

各国または日本で直近実施したセミナー、および今後開催予定のセミナーについてご案内します。登録・視聴リンクがないセミナーについても、ご興味がありましたら下記の問い合わせ先までご連絡ください。

「非財務情報の開示要請動向と情報開示に向けた企業の取り組み事例～ESG 経営強化に向けて～」

国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)や、欧州の企業サステナビリティ報告指令(CSRD)などの ESG 情報の開示動向を踏まえ、企業に求められる ESG 非財務情報の開示の動向を解説するとともに、企業のサステナビリティ部門の担当者が ESG 情報開示に向けた実際の取り組み事例や手法について説明します。

配信日時: 2023 年 3 月 9 日(木)15:00～16:30

配信方法: ライブ配信

視聴時間: 約 90 分

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1230309.html>

「今こそ狙う、データ利活用による実ビジネスへの効果創出」

AI・データ利活用によるビジネス効果創出に関心のある方を対象とし、PwC の「2022 年 AI 予測調査」結果を踏まえた企業の実態や、データマネタイゼーションの成功要諦、AI・データ利活用を担う人材育成のポイントについて、ユースケースを交えて全 3 回に分けて解説しています(第 1、2 回は終了)。

第 3 回 2023 年 2 月 10 日(金)～2023 年 3 月 10 日(金)

DXにおいて本当に必要なデータ利活用人材とその育成方法とは？

配信方法: オンデマンド配信

視聴時間: 各回約 45 分

詳細および登録リンク: <https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/c1221114.html>

各国問い合わせ先

より詳しい情報、または個別案件への取り組みやご相談につきましては、PwCの貴社担当者もしくは下記担当者までお問い合わせください。

共同統括責任者	神保 真人 (税理士法人 パートナー)、 菅原 竜二 (PwCインドネシア パートナー)
PwC税理士法人 (日本)	神保 真人 、 野田 幸嗣 (移転価格)、 青木 一憲 (金融)、 本間 稔 (移転価格)、 田中 文人
PwCインドネシア	菅原 竜二 (カントリーリーダー)、 糸井和光 、 深澤 直人 、 濱田 孝一 、 松澤 智之 、 石山 洋平 、 水野 直樹 、 井上 由貴 問い合わせ先: id_jbd@pwc.com
PwCタイ	魚住 篤志 (カントリーリーダー)、 武部 純 、 木村 洋平 問い合わせ先: th_jbd@pwc.com
PwCベトナム	今井 慎平 (カントリーリーダー)、 小山 誠祐 、 小暮 寛之 問い合わせ先: vn_jbn@pwc.com
PwCフィリピン	東城 健太郎 (カントリーリーダー)、 林田 俊哉 、 大川 恵津子 問い合わせ先: ph_jbd@pwc.com
PwCマレーシア	杉山 雄一 (カントリーリーダー)、 佐藤 祐司 、 水本 賢一 、 緩詰 真梨子 問い合わせ先: my_pwc_japandesk@pwc.com
PwCシンガポール	ハワード・オオサワ (ジャパデスク 税務統括)、 北村 勝信 、 山本 尚紀 、 海谷 亮介 問い合わせ先: sg_japan_desk_tax@pwc.com
PwCオーストラリア	寺崎 信裕 (税務カントリーリーダー)、 伊藤 大介 問い合わせ先: au_japan@pwc.com

Tax Academy について

PwC税理士法人は「Tax Academy」を開設し、国際税務領域の人材育成支援を目的としたe-learningコンテンツを2022年10月より配信しています。

「Tax Academy」のシリーズ講座は、日本企業が海外に事業展開する際に事前に検討すべき論点を網羅しているほか、当法人の国際税務領域における豊富な実務経験や、PwCグローバルネットワークを通じて得た知見を生かすことで広範囲な専門分野をカバーしています。各コース(有料)を通じて、国際税務を基礎から体系的に学びたい方や、企業の税務部門担当として国際税務の知識を身に付けてスキルアップしたい方をサポートします。

詳細は以下をご参照ください。

www.pwc.com/jp/tax-academy

→ バックナンバーは、[こちらから](#)ご覧ください。

PwCは、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに約328,000人のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細はwww.pwc.comをご覧ください。本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。© 2023 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.